平成２５年（フ）第２１９号
千葉市美浜区高浜１丁目14番７棟308号
破産者　森　　輝光
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
千葉県習志野市実籾５丁目12番５号　コーポ丸山201号
破産者　阿部　洋行
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３１０号
千葉市花見川区西小中台５番６棟205号
破産者　中村　伸司
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
千葉県四街道市吉岡1860番地１
破産者　有限会社関東ピアノ
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６９号
東京都中央区日本橋横山町８番14号
破産者　有限会社カーキィー
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第７０号
千葉県佐倉市井野1067番地57
破産者　柿谷まつ枝
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２０６６号
愛知県大府市森岡町２丁目414番地
破産者　株式会社峯正
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４号
名古屋市中村区名駅５丁目33番21号
破産者　株式会社Ｓｗｅｅｔ　Ｖａｎｉｌｌａ
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４８号
大阪府泉南市樽井７丁目16番６号
破産者　株式会社灰野塗装
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
岡山市中区平井1229番地１リムーブルヴェルジェⅡＢ101
破産者　脇山　啓太
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０号
愛媛県宇和島市築地町２丁目２番11号
破産者　株式会社真幸
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１６０号
東京都青梅市住江町42番地の10青梅ガーデンヒルズ1102
破産者　前島　　宏
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５７号
広島市中区江波二本松１丁目15番21―102号
破産者　株式会社ＳＣＴ
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘２丁目22番地１　グレイス・レジデンスⅡ203
破産者　渡邉　雅人
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
茨城県土浦市滝田１丁目11番地２　プレ・アビタシオンツチウラⅢ202、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字曙125番地　レジデンスみやび102号
破産者　小網　康友
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町11番25号
破産者　佐藤　榮茂
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５０号
札幌市西区西野１条９丁目４番18―503号
破産者　大野美由紀（旧姓中野）
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５号
札幌市西区琴似４条５丁目２番１号　シティハイムヤマダ202号
破産者　小林聰枝（旧姓大内）こと　小林さと枝
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５２号
札幌市中央区南11条西１丁目２番22号　パークサイドヴィレッジ201号
破産者　興膳　香幸
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６３号
札幌市北区北24条西２丁目１－３　シャトー北24条901号鹿討方、住民票上の住所北海道石狩市花川南９条２丁目283番地
破産者　渡辺　剛至
1　決定年月日　平成25年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部